

虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針

1. 本指針作成の要旨

当法人における障害者への虐待の発生を未然に防止するとともに身体拘束等の適正化ため、本指針を定める。

2. 当法人における虐待の防止に関する基本的考え方

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に基づき、いかなる時も障害者に対して虐待を行ってはならない。

指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その必要性について組織的に検討した上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録することとする。

3. 本指針における虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 【例】殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する など
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。 【例】性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いのにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【例】障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるような扱いをする、無視する など
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄等の身の世話をしない等により障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。 【例】食事や水分を十分に与えない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や心理的虐待を放置する など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【例】本人の預貯金を本人の同意なく勝手に使用する など

4. 委員会その他法人内の組織に関する事項

ア 虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会の設置

当法人では、虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会（以下「虐待防止委員会」という。）を置き、少なくとも年に1回以上開催する。虐待防止委員会は下記委員から構成する。

（令和6年度）

委員長：魚地浩史 委員：内山貴子 齋藤隆一 本橋真由美 林利美 伊藤久美子

虐待防止委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者にその内容の周知徹底を図ることとする。

イ 虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会では、実際に発生した虐待事例や身体拘束事例の分析検討をはじめ、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修のプログラム作成、労働環境・条件を確認・改善するための計画の作成、虐待を未然に防ぐ職場環境の確認等を行う。

ウ 虐待防止責任者の選任

事業所毎の虐待防止に関する取り組みについて虐待防止責任者を選任し、事業所内における虐待の防止および発生時の対応について主体的に取り組む事とする。

虐待防止責任者：各事業所の管理者

5. 研修に関する基本方針

当法人では、虐待防止及び身体拘束等の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待防止の徹底と身体拘束等の適正化を図るために、従業者に対する研修を定期的（年に1回以上）に実施する。本研修に関する研修プログラムについては、虐待防止委員会が作成するものとする。

6. 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

施設内で虐待(若しくは虐待と疑われる事案)を発見した従業員は、速やかに虐待防止委員または虐待防止責任者のいずれかに報告する。報告を受けた者は、自治体及び虐待を受けた障害者に係る支給決定市町村の虐待担当窓口はその旨を通報することとする。

また、管理者等が虐待の加害者になっている場合など、上記の対応を取り難い理由がある場合は、虐待を発見した従業員が直接所管の市町村の虐待通報窓口に通報することとする。なお、虐待を発見し管理者等に報告した従業者、虐待若しくは虐待と疑われる事案を市町村に通報した従業者に対し、不利益な取り扱いを行わないこととする。

7. 虐待発生時の対応に関する基本方針

施設内で虐待が発生した場合、「6. 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」の通り速やかに通報を行う。

また、当該虐待に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて虐待防止委員会において原因の分析と再発防止策の検討を行う。あわせて、市町村が実施する調査に協力するとともに、市町村からの指示に従い、必要な改善を行うこととする。

虐待事例及びその分析結果については、従業者に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証する。

8. 法人内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

法人内で「9. 法人内でやむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きに関する基本方針」に規定する組織的検討及び必要な手続きを経て実施するもの以外の身体拘束等事例を発見した従業員は、速やかに身体拘束適正化委員のいずれかに報告する。報告を受けた管理者は、自治体及び身体拘束等を受けた利用者に係る支給決定市町村の虐待担当窓口はその旨を通報することとする。

また、管理者が身体拘束等を指示している場合など、上記の対応を取り難い理由がある場合は、当該事例を発

見した従業員が直接所管の市町村の虐待通報窓口に通報することとする。なお、身体拘束等を発見し管理者等に報告した従業者、身体拘束等又はその疑われる事案を市町村に通報した従業者について、不利益な取り扱いを行わないこととする。

9. 法人内でやむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きに関する基本方針

① やむを得ず身体拘束等を行う場合の組織的検討について

法人内でやむを得ず身体拘束等を行う場合、以下の3要件について身体拘束適正化検討委員会にて検討した上で実施するものとする。またその際、管理者、身体拘束適正化担当者を含む複数の職員により検討する。なお当該検討の際には、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束等を行わないよう、慎重に判断するよう留意する。

要件	具体的内容
切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。切迫性を判断する場合、身体拘束等を行うことにより利用者本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認すること。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。非代替性を判断する場合、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認すること。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択すること。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること。一時性を判断する場合、利用者本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定すること。

② 個別支援計画への記載及び障害者・家族への十分な説明について

身体拘束等を行う場合には、当該利用者の個別支援計画に身体拘束等の様態および時間、緊急やむを得ない理由を記載することとする。

また、当該個別支援計画について、適宜利用者本人や家族に十分に説明を行い、了解を得ることとする。

ただし、予見できない突発的な事情等により、上記によらず身体拘束等を行った場合には、事後速やかに利用者本人や家族への説明を行い、説明日時、説明者、相手方、説明内容等を記録することとする。

③ 必要な事項の記録及びその保管について

身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、サービス提供した日から5年間保管することとする。

10. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

法人内で「9. 法人内でやむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きに関する基本方針」に規定する組織的検討及び必要な手続きを経て実施するもの以外の身体拘束等事例が発生した場合、「8. 法人内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針」の通り速やかに通報を行う。

また、当該身体拘束等事例に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて原因の分析と再発防止策の検討を行うとともに、身体拘束に関し市町村から指導を受けた場合は指示に従い、必要な改善を行うこととする。

身体拘束等事例及びその分析結果については、従業者に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証する。

1 1. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう各事業所内に掲示する。

1 2. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

事業所の外部で開催される虐待防止研修に積極的に参加するとともに、受講後は従業者に当該研修の伝達を行う。

本指針に定める事項以外にも、障害者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止推進に取り組むこととする。

附則

本指針は、令和4年4月1日より施行する。

本指針は、令和6年4月1日より施行する。